

宮城県と東日本電信電話株式会社とのDX推進に関する連携協定

宮城県（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携して様々な分野においてデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を推進することにより、甲が策定した「みやぎ情報化推進ポリシー」の基本目標である「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」を目指し、全ての県民にデジタル化の恩恵が行き渡るよう、次のとおりDX推進に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と、協働によりDXを推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域の活力の創出並びにデジタル化による働き方改革の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力し、DXを推進する。

- (1) DX人材育成に関すること。
- (2) 働き方改革・テレワーク及びワーケーションの推進に関すること。
- (3) 行政手続オンライン化に関すること。
- (4) 防災活動・災害復旧活動に関すること。
- (5) 文化芸術振興に関すること。
- (6) 地域課題解決等のためのソリューション開発に関すること。
- (7) その他、DX推進に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、隨時、打合せを行い、乙は甲に対して必要な情報提供、助言等を行うものとする。また、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本協定を通じて相手方から口頭又は書面を問わず開示された技術上、営業上及び業務上の秘密情報（以下「秘密情報」という。）を本協定遂行の目的以外に使用せず、この協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受領当事者が次の各号のいずれかに該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 受領当事者の責めに帰すことのできない理由により、開示当事者による提供の時点で既に公知であるか又は提供後に公知となった場合
- (2) 受領当事者が開示当事者による提供の時点で既に保有していた場合
- (3) 受領当事者が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合
- (4) 受領当事者が独自に開発した場合

3 甲及び乙は、自己の役職員又は第三者に秘密情報等を使用させる場合、当該役職員又は第三者に本協定と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む。）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年1月18日

甲 宮城県知事

村牛喜



乙 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号

東日本電信電話株式会社

執行役員宮城事業部長

瀧澤正宏

